

PTA会則

(もくじ)

熊本市立託麻南小学校 PTA 会則・・・・・・・・・・1

熊本市立託麻南小学校 PTA 表彰規定・・・・・・・・5

熊本市立託麻南小学校 PTA 慶弔規定・・・・・・・・6

熊本市立託麻南小学校 PTA

個人情報取扱規則・・・・・・・・・・・・・・7

熊本市立託麻南小学校PTA会則

第1条（名称及び事務所）

本会は、熊本市立託麻南小学校PTA（以下本会という）と称し、事務所を熊本市立託麻南小学校（以下本校という）内に置く。

第2条（目的）

本会は、学校、家庭および地域社会との緊密な連携のもとに互いに協力して、児童の健全な育成につとめ、福祉を増進するとともに、会員の親和と教養を高めて、よりよい環境をつくることを目的とする。

第3条（方針）

本会は次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は教育を本旨とする民主団体として、児童を中心にすえた活動をする。
- (2) 本会は営利を目的とせず、政党・宗派に関与しない。また会の正規の目的以外のことに会の名称および役員の名を用いてはならない。
- (3) 本会は児童福祉のために活動する他の社会的団体、または機関と協力する。
- (4) 学校の経営・人事には干渉しない。

第4条（活動）

本会は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 教育の重要性を理解し、教育環境の整備・充実に関すること。
- (2) 保護者および本校教職員の研修に関すること。
- (3) 家庭・地域における児童の生活環境の改善と指導に関すること。
- (4) 児童と会員の福利厚生に関すること。
- (5) その他教育上必要な事項に関すること。

第5条（会員）

本会の会員資格は次のとおりとする。

- (1) 本校児童の保護者
- (2) 本校の教職員

第6条（役員）

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 6名 （市PTA協議会担当1名、教頭1名を含む）
- (3) 庶 務 5名 （本校教職員1名を含む）
- (4) 会 計 3名 （本校教職員1名を含む）
- (5) 顧 問 1名 （校長）

ただし特別な場合は、必要に応じて若干名の増減もあり得るものとする。

第7条（役員任期）

役員任期は1年とする。補充したる場合は残任期間とする。ただし再任を妨げない。

第8条（役員を選出）

- （1）役員は別に定める選考委員会の推薦に基づいて選出し、総会の承認を得て決定する。
- （2）庶務、会計については、会長又は副会長委嘱による方法もある。
- （3）選考委員会で選出された役員は、総会で承認を受けるまでは仮にその職に在るものとする。

第9条（役員の任務）

役員は次のとおりとする。

- （1）会長は本会を代表して会務を統轄する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
市PTA協議会担当者は、市PTA協議会の会務を掌り本会との連絡にあたる。
- （3）庶務は事業計画、会合の企画および運営の記録を掌る。
- （4）会計は予算の編成など会計事務を掌る。
- （5）校長は本会の顧問とし、会議に出席し助言する。ただし表決には加わらない。

第10条（機関）

本会に次の機関を置く。

- （1）総会
- （2）役員会
- （3）運営委員会
- （4）学年委員会
- （5）事業部委員会
- （6）特別委員会

第11条（定期総会）

定期総会は毎年1回開き、次の事項について審議決定する。

- （1）事業計画の承認
- （2）予算、決算の承認
- （3）役員承認
- （4）会則制定及び改廃の承認
- （5）その他必要事項の審議

第12条（臨時総会）

臨時総会は必要に応じて会長が招集する。また会員の10分の1以上の要求があれば招集することができる。

第13条（総会の成立と議決）

総会は会員総数の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条（役員会）

役員会は各委員会と連携しながら事業全般を掌握し、本会事業の推進を図る。

第15条（運営委員会）

運営委員会は、総会に次ぐ審議機関であり、役員、各学年委員長、事業部委員長をもって構成し次の任務を行う。

- （1）総会議案の決定ならびに総会の運営

- (2) 各委員会よりの提出議案および行事の調整、活動報告
- (3) 予算の更生
- (4) 補充役員の決定
- (5) その他緊急事項の処理

議決は構成員の過半数の同意を必要とする。

第16条（学年委員会）

学年委員会は、各学年所属の会員をもって学年委員会を組織し、当該学年の教育活動に協力するとともに会員の資質向上に努める。

- (1) 学年委員会は各々の学年委員長、学年活動担当委員及び各学年担当教職員をもって構成する。
- (2) 各学年委員会は、その代表として学年委員長1～2名をおく。

第17条（事業部委員会）

事業部委員会は、必要に応じて設置され、会員と本校教職員によって組織される。

- (1) 事業部委員会は、小委員会によって構成される。
- (2) 小委員会の設置およびその委員長の選任は、前年度末までに決定する。
- (3) 小委員会の設置およびその委員長の選任は、会員の委託を受けた役員会が行い、その結果を運営委員会に報告する。

第18条（特別委員会）

特別委員会は必要に応じ、運営委員会の承認を得て設けることができるものとする。

特別委員は、運営委員会で選出し、委員長は委員の互選によって選出する。

尚、特別委員会は任務完了によって解散する。

第19条（委員会の長および委員の任期）

学年委員長、事業部委員長、事業部副委員長の任期は1年とし、毎年4月にこれを改選する。ただし再任を妨げない。

委員の任期は1年とする。

第20条（会計）

本会の運営費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第21条（会費）

会費は一家庭月額300円とし、保護家庭は一家庭月額100円とする。

尚、保護家庭とは、納入時点での認定者とし、納入後の認定については返還しないものとする。

（転入生は転入翌月から納入、転出生は転出月まで納入とする。）

第22条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

必要に応じて、中間時期に予算を見直し、補正予算を組むことができる。

第23条（会計監査）

- (1) 本会の会計を監査するため2名の会計監査委員をおく。

- (2) 会計監査委員は選考委員会で推薦し、総会において決定する。
- (3) 会計監査委員の任期は1年とする。再任は妨げない。ただし、3年を越えてはならない。委員会途中で退任し、その後任となった場合の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。
- (5) 会計監査後、総会にて監査結果の報告を行う。

第24条（目的外使用の禁止）

本会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

第25条（個人情報の取り扱い）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

本会則は昭和59年 6月16日から施行する。
本会則は平成 3年 3月12日に一部改正した。
本会則は平成 4年 3月17日に一部改正した。
本会則は平成 5年 5月22日に一部改正した。
本会則は平成 6年 3月16日に一部改正した。
本会則は平成 7年 3月16日に一部改正した。
本会則は平成 8年 3月 7日に一部改正した。
本会則は平成 9年 3月 1日に一部改正した。
本会則は平成13年 3月 3日に一部改正した。
本会則は平成14年 3月 2日に一部改正した。
本会則は平成15年 3月 5日に一部改正した。
本会則は平成17年 5月16日に一部改正した。
本会則は平成18年 5月17日に一部改正した。
本会則は平成24年10月20日に一部改正した。
本会則は平成26年 4月20日に一部改正した。
本会則は令和 3年 5月11日に一部改正した。

熊本市立託麻南小学校 P T A 表彰規定

(目的)

1. この規定は、熊本市立託麻南小学校 P T A (以下「本会」という) の目的・活動に功績のあった個人又は団体の表彰について、必要な事項を定め、P T A の健全な育成発展に資することを目的とする。

(表彰及び被表彰者の範囲)

2. 表彰は、次の各号の一つに該当する者について P T A がこれを行う。
 - (1) 本会の目的・活動に対し顕著な功績のあった者 (P T A の役員、各学年委員会及び事業部委員会の委員長を勤めた者を含む)。
 - (2) その他本会の役員会等で推薦された者。

(表彰の時期)

3. 毎年度始めに行われる P T A 総会の時に行う。

(表彰の方法)

4. 表彰の方法は、表彰状又は感謝状の授与とする。

(被表彰者の決定)

5. 役員会で被表彰者を選考し決定する。

付 則

1. 上記の場合はいずれも返礼しないものとする。
2. この規定は毎年度の初めに運営委員会に付議し改定の要否を検討することとする。

本規定は昭和 5 9 年 6 月 1 6 日から施行する。

熊本市立託麻南小学校PTA慶弔規定

1. 熊本市立託麻南小学校PTAの慶弔規定を次のとおり定める。
2. この規定の適用を受けるものは本会の会員とする。
3. 緊急の場合は会長が処理し、後日運営委員会に報告、承認を受けるものとする。

慶 事

下記に該当する場合は、記念品（又はそれにかわるもの）を贈って祝意を表す。

1. 会員で特に栄誉ある地位、称号を受けた者。
2. その他運営委員会が必要と認めた者。
3. 方法ならびに程度については、その都度運営委員会で協議決定する。

弔 事

1. 会員およびその配偶者死亡の場合は、香花料10,000円を贈り弔意を表す。
2. 本校児童の死亡の場合は、香花料10,000円を贈り弔意を表す。
3. 教職員殉職の場合は、前記の他に運営委員会で別途考慮する。
4. 教職員の両親の死亡の場合は、香花料5,000円を贈り弔意を表す。
5. その他の場合は、その都度役員会で協議決定する。

付 則

本規定は昭和59年 6月16日から施行する。

本規定は令和 3年 5月11日に一部改正した。

熊本市立託麻南小学校 P T A 個人情報取扱規則

第 1 条（目的）

この規則は、熊本市立託麻南小学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 条（責務）

本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護につとめるものとする。

第 3 条（管理責任者）

本会における個人情報の管理責任者は、本会会長とする。

第 4 条（取り扱い者）

本会における個人情報の取り扱い者は、役員・各委員会委員長とする。

第 5 条（秘密保持義務）

個人情報の管理責任者・取り扱い者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第 7 条（周知）

個人情報取り扱いの方法は、総会資料や会報誌等で会員に周知する。

第 8 条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) P T A 会費・共済掛金等の集金、管理
- (2) P T A 行事等の出席名簿作成
- (3) 役員・学年委員会・事業部委員会・子ども会会長等の名簿作成
- (4) 委員選出、ならびに役員等の選考活動
- (5) その他の文書の配布
- (6) 会報誌への掲載

第 9 条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 1 0 条（個人情報の管理）

個人情報管理責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな破棄または消去

本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第11条（第三者への提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しないものとする。

第12条（第三者からの提供を受ける際の確認等）

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第13条（情報の開示）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第14条（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者に報告する。管理責任者は関係部門に適切な措置をとるよう指示をする。

第15条（研修）

本会は、役員、各委員会委員長を対象に、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第16条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

第17条（雑則）

本規則の改廃は、役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則

本規則は、令和3年5月11日から施行する。